

名古屋市立特別支援学校における
体罰等に関する調査報告書

(天白養護学校における報道関係事案)

平成30年12月13日

名古屋市教育委員会

目 次

第1	調査の経緯	1
第2	本件調査について	2
第3	調査概要	4
1	調査の方法、期間及び対象者	4
2	特別支援学校における体罰等に関する有識者会議	6
第4	調査結果	8
1	報道関係事案に関する調査結果	8
2	当該教諭の報道関係事案以外の事案に関する調査結果	12
3	その他の事案	25
第5	まとめ	32

第1 調査の経緯

平成30年2月23日、天白養護学校及び教育委員会事務局は、報道機関から、天白養護学校のA教諭が生徒を後ろから蹴っているように見える映像が匿名で送られてきたが、把握しているかとの照会を受けた。天白養護学校及び教育委員会事務局には当該映像が提供されておらず、具体的な情報が得られていない中で、まずは学校が中心となって、教職員へのアンケートや聞き取り、関係する生徒及びその保護者への聞き取りによる調査を行い、7月9日、校長から教育委員会に対し、A教諭について、体罰に当たる行為は確認されなかったものの、不適切な指導が確認されたことが報告された。

こうした状況を踏まえ、教育委員会事務局がA教諭や校長への事情聴取、関係教職員への聞き取り調査を行ってきたが、関係教職員によって証言内容が異なることも多く、慎重に事実の確認を行っていたところ、9月12日、A教諭が天白養護学校の運動場で生徒を足で蹴ったり踏んだりしている映像がテレビで報道された。

本件は、自らの意思を表現することが不得意で、特別な支援を要する生徒に対する行為であり、被害者からの証言等が得られにくく、また、関係教職員によって証言内容が異なるなど慎重に事実確認すべき特別な案件であった。そのため、天白養護学校及び教育委員会事務局において調査を行ってきたことに加え、中立公正な外部の有識者による法的な観点からの助言を得ながら調査を進めていく必要があると判断し、愛知県弁護士会の協力のもと、10月23日に、子どもの人権及び障害者の人権に関する法的専門的知識と経験を有する弁護士によって構成する「特別支援学校における体罰等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、弁護士の助言を受けながら教育委員会として調査を行うこととしたものである。

第2 本件調査について

教育委員会事務局では、平成30年2月に報道機関からA教諭が生徒を後ろから蹴っているように見える映像について照会を受けて以来、有識者会議での助言も受けつつ報道関係事案を中心として、当該教諭による生徒に対する体罰や不適切な行為に関して調査を行ってきた。

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

有識者会議では、当該教諭の行為の意図が生徒に対する指導であるか、体罰であるかに留まらず、その行為の対象とされた生徒の視点に立って、その行為が生徒にとって有害な、虐待行為などの人権侵害に該当するかどうかを調査することが望ましいとの助言を得た。また、厚生労働省が子どもの虐待防止の手引きにおいて、虐待の定義は子どもの側に立って、子どもに有害であるかどうかを基準とすべきであるとされていることに鑑み、子どもの視点を踏まえた調査とすることとした。

したがって、調査の目的は、当該教諭に学校教育法第11条に定められた体罰に該当する行為があったか否かに限定するものではなく、特別な支援を要する児童生徒に対して、その人権を侵害する不適切な行為がなされたかどうかについても可能な限り解明することに努めた。

我が国では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、同法第3条及び児童虐待の防止等に関する法律第3条では、それぞれ、何人も虐待をしてはならないと、名古屋市児童を虐待から守る条例第3条第1項では、何人も虐待を許してはならないと定めている。また、障害者虐待防止法第29条において、就学する障害者に対する虐待の防止等として、学校長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置など、当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずることが定められている。とりわけ特別支援学校の児童生徒は、児童生徒自らが受けている行為が虐待であると認識できなかつたり、自ら訴えることができない場合もある。こうした場合に、より積極的な周囲からの介入がなければ、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険性がある。このようなことから、特別支援学校の教職員には、障害に関するより高い専門性を有し、虐待の被害を受けやすいとされる児童生徒を虐待から守り、一人ひとりの適性に応じて能力を育成する役割が期待されている。それにもかかわらず、今回、児童生徒に安心・安全な学校生活を提供すべき特別支援学校において、教員による生徒に対する体罰や虐待として捉え

られる不適切な行為が行われたことを重く受け止め、特別支援学校における再発防止策や仮に不適切な事案が発生した場合の対応策をあらかじめ検討しておくことの重要性についても助言を得た。

本件調査では、A教諭及び関係する生徒や教職員への調査に加え、天白養護学校の全教職員に対する調査を行い、情報提供のあった個々の事案についての詳細な調査を実施したほか、市民から情報提供があった事案についても、必要な追加調査を行ってきた。また、有識者会議での助言を踏まえつつ、できる限り天白養護学校に通う児童生徒の思いや状況を多面的に捉えた調査となるよう取り組んできたところである。

これまでの調査の結果、天白養護学校において当該教諭による生徒に対する体罰及び不適切な行為が確認されたため、本報告書によって一旦報告を行うものであるが、すべての特別支援学校において児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、再発防止策のあり方等について、引き続き、有識者会議での助言を受けつつ調査を行ってまいりたい。

第3 調査概要

1 調査の方法、期間及び対象者

調査は、報道機関からA教諭が生徒を後ろから蹴っているように見える映像に関する照会があった平成30年2月23日以降、天白養護学校が中心となって、教職員へのアンケート調査及び聞き取り調査を実施した。併せて、教職員への調査の中で名前が挙がった生徒及び保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）に対する聞き取りについても実施した。これらの調査では、生徒への体罰にあたる行為は確認できなかったものの、A教諭による不適切な指導が確認され、7月9日に、校長から教育委員会に対して調査結果が報告された。

また、教育委員会事務局は、5月31日以降、職員を天白養護学校に派遣し、教職員への聞き取り調査を行うとともに、7月9日に校長から教育委員会に対して報告された調査結果を踏まえつつ、天白養護学校の校長及び当該教諭への事情聴取を実施した。

(1) 天白養護学校における調査

実施日	調査対象者	調査方法
平成30年 2月23日	A教諭	校長による聞き取り調査
	全教職員	アンケート調査
2月26日 ～ 3月5日	第1回調査 全教職員（91名）	校長及び教頭による聞き取り調査
3月2日	A教諭	校長及び教頭による聞き取り調査
3月8日 ～ 3月23日	第2回調査 ・教職員（67名） ・生徒及び保護者（13名）	校長、教頭及び教務主任による聞き取り調査
3月19日	A教諭	校長による聞き取り調査
4月11日 ～ 4月16日	第3回調査 教職員（13名）	校長及び教頭による聞き取り調査
4月24日 ～ 5月1日	第4回調査 教職員（13名）	校長及び教頭による聞き取り調査
6月28日	第5回調査 教職員（4名）	校長及び教頭による聞き取り調査
7月9日	校長から教育委員会へこれまでの調査結果を報告	

上表には主な調査についてまとめた。このほかにも随時、A教諭や関係教職員等への聞き取り調査を実施した。

(2) 教育委員会事務局による調査（調査実施者：教育委員会事務局職員）

実施日	調査対象者	調査方法
平成30年 8月27日	A教諭、校長	第1回教育委員会事務局による事情聴取
9月 5日	A教諭、校長	第2回教育委員会事務局による事情聴取
9月13日	全教職員（87名）	アンケート調査
9月14日	第1回調査 関係教職員（14名）	教育委員会事務局による聞き取り調査
9月19日	A教諭、校長	第3回教育委員会事務局による事情聴取
9月21日	第2回調査 関係教職員（14名）	教育委員会事務局による聞き取り調査
9月26日 ～10月 5日	A教諭が平成18年度～24年度に在籍した特別支援学校の当時の校長、教頭、教務主任	教育委員会事務局による聞き取り調査 (電話による聞き取り)
10月 1日	A教諭、校長	第4回教育委員会事務局による事情聴取
10月16日	第3回調査 関係教職員（29名）	教育委員会事務局による聞き取り調査
10月19日	A教諭	第5回教育委員会事務局による事情聴取

上表には主な調査についてまとめた。このほかにも随時、A教諭や関係教職員等への聞き取り調査を実施した。

2 特別支援学校における体罰等に関する有識者会議

本件は、自らの意思を表現することが不得意で、特別な支援を要する生徒に対する行為であり、当事者からの証言等が得られにくく、また、関係教職員によって証言内容が異なるなど慎重に事実確認すべき特別な案件であった。そのため、調査を行う過程で、中立公正な外部の有識者による法的な観点からの助言を得ながら調査を進めていく必要があると判断し、愛知県弁護士会の協力のもと、平成30年10月23日に有識者会議を設置し、弁護士の助言を受けながら、教育委員会として調査を行った。

(1) 構成員（50音順、敬称略）

氏名 (よみがな)	所属等
櫻井 義也 (さくらい よしなり)	弁護士 愛知さくら法律事務所 愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター 運営委員会障害者部会所属
多田 元 (ただ はじめ)	弁護士 多田法律事務所 愛知県弁護士会子どもの権利委員会所属
長尾 美穂 (ながお みほ)	弁護士 名古屋第一法律事務所 愛知県弁護士会子どもの権利委員会所属

(2) 会議の開催状況

回	開催日	主な議題
第1回	平成30年11月14日	(1) 名古屋市立天白養護学校の報道関係事案に関する体罰等の調査 (2) その他
第2回	平成30年11月26日	(1) 名古屋市立天白養護学校の報道関係事案に関する体罰等の調査 (2) その他
第3回	平成30年12月3日	(1) 名古屋市立天白養護学校の報道関係事案に関する体罰等の調査 (2) その他

(3) 個別ヒアリング等

開催日	関係構成員	内容
平成30年11月21日	多田 元	名古屋市立天白養護学校の報道関係事案に関する体罰等の調査に関する意見聴取
平成30年11月22日	長尾 美穂	名古屋市立天白養護学校の報道関係事案に関する体罰等の調査に関する意見聴取
平成30年11月22日	多田 元 長尾 美穂	教育委員会事務局が実施する天白養護学校校長ヒアリングへの立合い及び助言

第4 調査結果

1 報道関係事案に関する調査結果

(1) 調査結果から認められる事実関係

映像によると、A教諭は、平成29年11月16日、運動場でのミニ運動会の指導中、高等部3年生の男子生徒が他の10名以上の生徒とともに運動場に正座の姿勢で座っていた際に、当該生徒の右側から近づき、右足で当該生徒の右ふくらはぎ付近を1回蹴り入れた。また、A教諭は、当該行為に引き続き、左足を振り上げ、当該生徒の臀部を1回蹴り入れた。その後、A教諭は、仰向けになった当該生徒に対して、左足で当該生徒の足首及び右ふくらはぎ付近を複数回踏みつける行為に及んだことが認められる。

このことに関するA教諭の弁明からは、A教諭が生徒を足で小突くことを常習的に行っていたことが認められる。

さらに、別の映像には、A教諭が角材のようなものを手に持ちながら当該生徒に移動を促した後、左手で当該生徒の右耳をつかみながら運動場へ座らせるとともに、後頭部を左手で1回叩く、右足太もも付近を左足で1回蹴り入れる行為に及んだことが認められる。

(2) 調査結果

ア 調査のきっかけ

平成30年2月23日、報道機関から天白養護学校及び教育委員会事務局に、A教諭が生徒を後ろから蹴っているように見える映像が匿名で送られてきたが、把握しているかとの照会があった。

また、平成30年9月11日、報道機関の保有する映像を教育委員会事務局が確認したところ、A教諭が当該生徒に対して上記の行為を行っている様子が記録されていた。

イ 当該生徒の認識

当該生徒は、平成30年3月に天白養護学校を卒業しており、直接本人から事案があった当時のことを確認できていない。

ウ 保護者の認識

平成30年3月9日に、学校が電話で、当該生徒から学校で嫌な思いをしたという話を聞いた記憶があるか確認したところ、特に気になることはなかったとの回答がなされた。

また、平成30年10月25日に、教育委員会事務局が行った聞き取り調査では、事案当日、当該生徒に特に変わった様子は見られなかったとの回答がなされた。その一方で、A教諭のところへ送っていくと、手をかざし、怯えているように見え、登下校時にA教諭が声をかけるだけで怖がっていた

こと、A教諭に従わないと怖い目にあうのか、委縮していると感じられたことが述べられた。

エ A教諭の弁明

当該生徒の足や臀部を蹴ったことについて、前日の下校後における当該生徒の行為を当該生徒に問いかけている最中に、話を聞いているか確かめるために行ったものであり、また、右足の膝を痛めており、座っている当該生徒に屈んで指導しづらかったために行ったものであると弁明している。その一方で、生徒を足で小突くことは、いつもしていることであると述べている。

また、当該生徒の足を踏みつけたことについて、映像がテレビ放送で明らかになる以前には、踏んでいるように見えることはあったかもしれないが、踏みつけたことはないと否認していた。しかし、テレビ放送後に教育委員会事務局が行った事情聴取では、足を踏む場面は、当該生徒にこちらを向けさせようとして足で押さえたことを認めている。

当該生徒の耳を引っ張ったことについては、耳を引っ張って座らせたことがあると認める一方、本件事案で当該行為を行ったのは、当該生徒は、耳を触ると落ち着くことから、この時に限り、当該生徒に話をするために耳を触って落ち着かせながら座らせたと弁明している。

オ 教職員の証言

映像によると、A教諭が当該生徒を足で蹴ったり踏みつけたりする行為や当該生徒の耳を引っ張って座らせる行為を行った際には、周囲で複数の教員が、当該生徒を含む複数の生徒の指導を行っている様子が記録されている。

しかし、事案があった当時、当該教員たちからA教諭の行為について管理職に報告された記録はなく、また、当該教員たちへの聞き取り調査では、A教諭の行為について記憶がないと述べるなど、目撃証言が得られなかった。

カ 管理職の認識

校長は、教育委員会事務局の事情聴取に対して、「踏んだり蹴ったりした行為は、あり得ない行為です。あれは体罰だと思いました。特別支援学校に限らず、あってはならない行為だと思います。体罰の情報が私に伝えられることはありましたが、事実関係を特定できませんでした。生徒に怪我があったのか、日常的かどうかはつきり分かりませんでした。」と回答している。また、本事案以外にもA教諭が足で生徒に行動を促すことがあると述べている。

(3) 有識者会議での助言

- A教諭が当該生徒の足や臀部を蹴ったり、足を踏みつけたりした行為については、次のような意見が出された。
 - ・ 映像を見ると、明らかに足を踏んでいる行為である。
 - ・ 右足の膝を痛めていたと弁明しているが、映像では、右足を引きずっている様子はなく、当該生徒を右足で蹴ったり、右足を軸に体重を乗せて左足で踏んだりしており、不合理な弁明である。
 - ・ 足や臀部を蹴った理由について、当該生徒に話を聞いているかを確認するために、足で小突いたと弁明しているが、話を聞いているかを確認する方法として足を小突く必要はないことから、明らかに不合理な弁明である。
 - ・ 生徒を足で小突くことは、いつもしていることであると述べていることから、常習性が認められる。
 - ・ 運動会の指導をすべき場面にもかかわらず、運動会とは無関係の話を問いかけ、自身の話を聞いているか確認するために足を蹴ったのであれば、指導のあり方としても不適切な行為である。

- A教諭が当該生徒の耳を引っ張って座らせた行為については、次のような意見が出された。
 - ・ 当該生徒は耳を触ると落ち着くと弁明しているが、耳を触ると落ち着くという経験があるのであれば、繰り返し触っていることが推測される。耳は、頭部の中でも重要な部位であり、他人に触られることを警戒するものである。耳を触る、引っ張るという行為は、子どもに対する侮辱的な行動であり、不適切な行為である。
 - ・ 映像からは、当該生徒が耳に触られることを許容しているようには見えない。

なお、有識者の助言により、当該行為に関して他の専門家の意見を聞くこととし、山形大学大学院教育実践研究科の三浦光哉教授から、次のような見解が示された。

- ・ 自閉症の子どもには、感覚刺激に対する過敏あるいは鈍麻という特性があることが多い。感覚過敏の子どもは、触れられたくないというのが一般的であるが、触られることで落ち着く子どもが100%いないとは断言できない。一方、感覚鈍麻の場合は、痛み、熱さ等に鈍感なため、引っ張られて痛みがあると予測できるような状況でも、痛みを訴えることがないこともある。
- ・ 子どもの実態はさまざまであるが、耳に触られると落ち着くという支援や配慮が必要であれば、個別の教育支援計画に合理的配慮として明記されているはずである。明記されていないならば、子どもが落ち着く配慮

として必要なのか明確ではなく、保護者等との合意は得られていないと言える。

- 仮に耳を触られると落ち着く子どもだったとしても、学校生活の中で教師が耳を触るという支援が必要だという根拠がない。
- 引っ張る行為と触る行為は違うので、その行為はどちらなのかをしっかりと分析する必要がある。

○ 映像から受けた印象として、次のような意見が出された。

- 耳を引っ張る直前の場面で、当該生徒がA教諭を怖がっている様子がかがわれ、本事案以外にも体罰が繰り返されていて、当該生徒の精神面に悪影響を及ぼしていた可能性をかがわせるものであるという印象を持った。
- 当該生徒が笑っているようにも見えるところもあるが、自閉症の方が作り笑いや真意とは異なる表情をするというのはよく見られることであり、A教諭の行為を許容しているとみなすことはできない。A教諭が当該生徒の障害の特性を認識していたのか疑問である。
- A教諭の周囲にいた教員らが口をそろえて記憶がないと述べている。また、これらの教員にも、若干不適切な行為が見られる。職場の雰囲気として、A教諭の指導方法が許されるような空気がなかったか。

2 当該教諭の報道関係事案以外の事案に関する調査結果

平成30年2月23日に報道機関から照会があって以降、1の事案について調査を進める中で、その他にも複数の事案に関する情報を得たことから、同時に調査を行い、次に掲げる事案を把握した。

(1) 事案 1

ア 調査結果から認められる事実関係

平成29年7月、給食後の清掃の時間中に、A教諭の担当学級の教室近くにある男子トイレにおいて、個室にいた担当学級の男子生徒に対し、トイレ内に設置されていたホースで、個室の天井に向けて水をかけ、水滴を当てた。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年2月26日から3月5日にかけて天白養護学校が実施した全教職員への聞き取り調査において、3名の教員から証言があった。

○ 当該生徒の認識

平成30年3月9日、学校から当該生徒の保護者を通じて「学校で嫌なことはなかったか」と確認したが、特に回答はなかった。

○ 保護者の認識

事案のあった当日、当該生徒からA教諭にトイレで水をかけられたことを聞いた保護者は、学校へ連絡し、A教諭と同じ学級を担当するB1教諭から、電話で状況の説明を受けている。このことについて、平成30年3月9日に、教頭が行った聞き取りにおいて、「お子さんが嫌な思いをしたという話をされた記憶はありますか。」との質問に対して、保護者は「7月にトイレにいるときに水をかけられたと、息子が話したことがあった。どうしてそうなったかを学校から説明してもらった。」と回答している。

○ A教諭の弁明

給食後の清掃中、トイレの個室に閉じこもっていた当該生徒に、何度声をかけても出てこようとしないうえ、注意を促すために、天井にホースで水をかけ、落ちてくる水滴が当該生徒にかかるようにした旨弁明している。また、数滴しかかかっていないので、少しくらいならかかってもいいだろうという気持ちだったと述べ、指導としては不適切であったと認めている。

○ 教職員の証言

事案のあった当日、当該生徒の保護者からの連絡を受け、職員室でB

1 教諭が電話で当該保護者に説明している様子を見ていたことを学校の聞き取り調査で3名が証言している。うちB 2 教諭は、当該保護者に説明をしているB 1 教諭のそばで、A教諭が「あんなのちょっと濡れただけだ」と話しているのを聞いたと証言している。

○ 管理職の認識

高等部のB 3 教諭は、B 1 教諭から、事案があった時の状況や説明により保護者が納得しているとの報告を受け、改めて保護者への説明を行うことはしなかった。また、このことを教頭に報告し、当該教頭がもう1名の教頭及び校長に報告した。校長は、A教諭に対し、不適切な指導であったとして指導を行った。

ウ 有識者会議での助言

次のような意見が出された。

- ・ 生徒がトイレの個室にこもった理由があるはずである。個室から追い出せば良いものではなく、その方法も良くない。
- ・ ホースで天井に水をかければ、同じように下にいる者に水がかかるのであり、水滴がかかっただけだという弁明は、不合理と言える。
- ・ 水をかけて生徒を追い出す行為は、生徒の人格を否定する行為であり、生徒にかかった水の量ではなく、行為自体が問題である。教師の優越的な立場を利用した著しく不適切な行為である。

(2) 事案 2

ア 調査結果から認められる事実関係

平成30年2月16日の下校時、正面玄関付近で生徒たちが放課後等デイサービスの送迎を待っている間に、他の教諭が高等部2年生の男子生徒に対して、女子生徒との関わり方について指導をしている際、A教諭は、複数の生徒がいる中で、当該生徒に向かって「ちんちんちょん切るぞ」と発言した。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年2月16日の下校時に、A教諭が当該生徒に上述の発言をしたことについて、同年2月26日から3月5日にかけて学校が実施した全教職員への聞き取り調査において、複数の教員から証言があった。

○ 当該生徒の認識

平成30年3月9日に、学校が当該生徒に行った聞き取り調査で、学校で嫌なことはなかったかと質問したところ、特にない旨回答した。

○ 保護者の認識

事案のあった日、デイサービスの利用中に当該生徒が暴れたため、デイサービス施設の職員が当該生徒から事情を確認し、保護者に報告した。報告を受けた保護者は、学校に電話で連絡し、教頭が説明及び謝罪を行った。このことに関して、平成30年3月23日に学校が保護者に行った聞き取りで、「お子さんが嫌な思いをしたという話をされた記憶はありますか」との質問に対し、「不適切な発言については、教頭から謝罪を受けたが、当該教諭からは謝罪を受けていない。それについては、学校にどうして欲しいとかではないが、もやもやしている気持ちがある。」と回答している。

また、「平成30年度体罰に関する調査」の調査用紙が、担任の教諭を通じて学校に提出された。そこには、平成30年2月頃、当該生徒が他の生徒とのもめ事があった際に、A教諭が脅す感じで、お前のちんちんちょん切ってやると当該生徒に暴言を吐き、腕を上げて叩こうとしたことや、そのことが原因でとても怖がり、精神的にしばらく落ち込み、泣きながら学校に行きたくないと言っていること、7月現在、A教諭に逆恨みされており、挨拶等も完全に無視され、すれ違うだけで毎回にらまれ、当該生徒もいつ何をされるかと怯えていることが記載されていた。

○ A教諭の弁明

A教諭は、教育委員会事務局の事情聴取に対して、平成30年2月16日の下校時に、生徒の前で当該発言を行ったことを認めているが、それは、他の教諭が当該生徒に指導を行っているときに、近くにいた別の生徒との会話の中で話したものであり、そのことを当該生徒が聞いて、自分が言われたことと勘違いしたものであると弁明している。事情聴取の中で、当該生徒がデイサービスでパニックになったことを伝えたと、当該生徒がずいぶん気にしていたと知り、申し訳ない気持ちであると述べた。

○ 教職員の証言

平成30年2月26日から3月5日にかけて、学校が全教職員に対して実施した聞き取り調査において、A教諭が当該生徒に向かって「おちんちん切られるぞ」又は「ちんちんちょん切るぞ」と言ったと、複数の教員から証言があった。また、事案があった当時、A教諭と一緒に下校時の指導にあたっていた教諭は、当該生徒に、女子生徒との関わり方を指導していた際、A教諭が当該生徒に向かって「ちんちんちょん切るぞ」と言ったことを、A教諭の横で明確に聞いたと証言している。

○ 管理職の認識

当該生徒の保護者から電話で連絡があり、教頭が関係職員への聞き取りを行って事実を確認し、保護者に説明した。謝罪については、保護者

からA教諭の謝罪を求められなかったことから、教頭のみでの対応とした。

また、教頭からA教諭へ指導を行い、平成30年7月9日付け「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」で、教育委員会に報告した。

ウ 有識者会議での助言

次のような意見が出された。

- ・ 誰に向かって発言したかが問題ではなく、生徒の前で発言すべきでないことを発言したことが不適切である。
- ・ 保護者の認識からも、本人が傷ついたことが認められ、将来のある生徒たちの人権を考えていない発言である。
- ・ 障害のある子どもたちであっても、健全な男女の人間関係や男女関係の持ち方の中で、人間関係を学ばせるのに、非常に有害な発言に当たるのではないか。

(3) 事案3-1

ア 調査結果から認められる事実関係

平成29年度、バスケットボール部の顧問であったA教諭は、同部での指導中、生徒たちに生徒同士が呼びやすいようにと呼び名を考えさせ、生徒たちに向かって「ちび」や「くそ」と呼んでいた。また、生徒c1が寄ってきたときに、当該生徒の靴を踏んだ。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年2月26日から3月5日まで及び3月8日から3月23日までの期間に、学校が実施した教職員への聞き取り調査において、複数の教員から、A教諭がバスケットボール部での活動等で、生徒たちを「ちび」や「くそ」と呼んでいるのを聞いたという証言があった。

○ 当該生徒の認識

平成30年3月16日に、学校が当該生徒たちに行った聞き取りにおいて、「学校で嫌なことはなかったか。」「例えば部活の時とかは。」と質問したところ、生徒c2は「特にはないです。部活の時もないです。」と回答し、生徒c1は「ないよ。部活の時もない。」と回答した。

○ 保護者の認識

生徒c1の保護者は、平成30年3月9日に学校が行った聞き取りの際、「特に気になることはなかった。A先生たちバスケ部の先生は、熱心に指導するので良いと言っている。バスケ部の先生が代わったら、バスケ部をやめると言っている。」と回答した。

また、生徒c2の保護者は、同年3月23日に学校が行った聞き取りの際、「特に気になることはない。部活は頑張っているようだ。先生にふざけて触られることはあるようだが、それ以上のことは聞いたことはない。」と回答した。

○ A教諭の弁明

バスケットボール部の生徒たちに2文字のコートネームを考えさせ、生徒c2は本人が「ちび」と決めたため、コートでは「ちび」と呼んでいたこと、生徒c1は「くそっ」が口癖であるため、「くそ●●(名字)」と決めて呼んでいたことを認め、生徒自身が決めて、本人に本当にいいのか確認もしたので、そのように呼んでもいいと考えていたと弁明している。また、「くそ●●」は、「うんこ●●」のようだと生徒c1に話したことを認めている。そして、「ちび」、「くそ」と呼んでも、生徒たちは普段と変わらない様子だったが、指導するときに使う言葉としてはふさわしくなかったとっており、「ちび」については身体的特徴を表すような呼び方であり、良くなかったと述べている。

また、学校での聞き取りにおいて、生徒c1をかまっているときに、当該生徒の靴を踏んだことがあることを認めている。

○ 教職員の証言

平成30年3月8日から3月23日までに学校が実施した聞き取り調査において、C1教諭は、当該教諭が校内で生徒c1に会うと、「くそ●●」「うんこ●●」とふざけて呼んでいたと証言している。

また、平成30年4月11日から4月16日までに、学校が実施した聞き取りにおいて、C2教諭が、A教諭は、生徒c2に対して、バスケットボール部以外の場でも普段から「ちび」と呼んでおり、当該生徒の1学年上の生徒c3がまねをして、生徒c2のことを「ちび」と呼んでいたと証言している。

○ 管理職の認識

調査の結果を確認した校長は、いくら生徒が良いと言っても、教員が使う言葉ではないと本人を指導した。また、平成30年7月9日付け「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件(報告)」で、教育委員会に報告した。

(4) 事案3-2

ア 調査結果から認められる事実関係

平成29年度、高等部2年生の女子生徒に、当該生徒の嫌がるあだ名で呼びかけることを複数回行った。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年3月23日、学校が生徒に行った聞き取り調査において、当該生徒から、A教諭にあだ名で呼ばれて嫌だったとの回答があった。

○ 当該生徒の認識

平成30年3月23日に学校が行った聞き取り調査において、学校で嫌なことはなかったか、例えば作業のとき等に、叩かれたり、蹴られたり、怒鳴られたりすることはなかったかと質問したところ、叩かれたことはないが、A教諭にあだ名で呼ばれていたことは嫌だったと回答した。

○ 保護者の認識

平成30年3月9日、学校が電話で当該生徒の保護者に、当該生徒から学校で嫌な思いをしたという話をされた記憶はあるか尋ねたところ、特に気になることはなかったと回答した。

○ A教諭の弁明

A教諭は、教育委員会事務局の事情聴取において、過去に天白養護学校に勤務していた女性教諭と雰囲気似ているという理由で、同教諭の名前を当該生徒のあだ名としたことを認め、「他の先生も呼んでいた。本人が呼んで欲しそうにしていたから呼んでいた。」と弁明している。また、名前は親が子どもに願いを込めてつけたものであり、面白がってあだ名で呼ぶのは人権感覚が薄いと思わないかとの問いかけに対し、「そう言われればそうだと思います。」と答えている。

○ 教職員の証言

平成30年2月26日から3月5日まで及び3月8日から3月23日までの期間に、学校が実施した聞き取り調査において、養護教諭から、平成29年11月28日に当該生徒が保健室を訪れ、A教諭からいつもあだ名で呼ばれて嫌だとの訴えがあったとの証言があった。

このことについて、D1教諭が、月曜日5限の環境委員会の活動中に、花壇や畑において、A教諭が当該生徒に向かってあだ名で呼び、当該生徒が養護教諭に訴えたこと証言している。また、D2教諭も、当該生徒は、なぜそのあだ名で呼ばれているのか納得していないと証言している。

(5) 事案3-3

ア 調査結果から認められる事実関係

高等部3年生の男子生徒e1に、テレビコマーシャルに登場するキャラクターを連想させるあだ名をつけて呼んでいた。

また、平成30年6月27日、A教諭が生徒e1をあだ名で呼んでいるのを聞いた別の男子生徒e2が、気分を害した。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年10月16日に、教育委員会事務局が行った教職員への聞き取り調査において、教頭及びE教諭から、A教諭が生徒e1をあだ名で呼んでいるとの証言があった。

○ A教諭の弁明

生徒e1をあだ名で呼んでいたことを認め、携帯電話のテレビコマーシャルに出てくるキャラクターに似ているので、同キャラクターを連想させるあだ名をつけたと弁明した。

また、生徒e1があだ名で呼ばれているのを聞いて気分を害した生徒e2には謝罪したと弁明している。

○ 教職員の証言

教頭は、生徒e2の訴えがあったと証言している。また、E教諭も、生徒e1は、なぜそのあだ名で呼ばれているのか納得していないと証言している。

○ 管理職の認識

教頭は、生徒e2の訴えを受けて、A教諭に「どんな理由でも言ってはいけないことだから、校長先生に伝えて注意をする」と話し、校長がA教諭に指導を行い、A教諭から生徒e2に謝罪させた。

ウ 有識者会議での助言（事案3-1、3-2、3-3）

次のような意見が出された。

- ・ 他の教員も呼んでいたという弁明は、他の教員が呼んでいけば構わないというものであり、当該生徒本人の視点を考慮しておらず、いじめの本質的な問題にもつながる弁明である。
- ・ 生徒の障害特性によっては、本人が不適切なあだ名で呼ばれていることを理解できない場合もあるが、相手が理解できないとしても、不適切な呼び名が醸し出す影響で周りの生徒が感じることもあり、当該教諭はそこにいる子どもたち全体に被害を及ぼしているということを理解しているか疑問を感じる。

(6) 事案4-1

ア 調査結果から認められる事実関係

平成29年度、学校内に設けられている畑での園芸作業中、作業グループの生徒たちに向かって、大声で「アホ」「バカ」等の言葉をかけた。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年2月26日から3月5日まで及び3月8日から3月23日までの期間に、学校が実施した教職員への聞き取り調査において、複数の教員から、A教諭が園芸作業中、生徒たちに大きな声で厳しい言葉や不適切な言葉をかけているとの証言があった。

○ A教諭の弁明

教育委員会事務局の事情聴取において、大きな声で威嚇するような指導をしたことがあるかとの質問に対し、耳が悪いので大きな声を出すことがあるが、生徒を威嚇しようとして大きな声を出していることはないと弁明している。また、平成30年10月19日に教育委員会事務局が行った事情聴取において、「アホ」を言葉の語尾につける癖があることを認めつつ、生徒たちは何とも思っていないと弁明している。

○ 教職員の証言

平成30年2月26日から3月5日までの期間に、学校が実施した聞き取り調査において、F1教諭から、園芸作業中にA教諭が「バカッ」と言っているのを聞いたとの証言があった。また、F2教諭から、A教諭が園芸作業の時に大きな声で厳しい言葉を言うことがあるとの証言があった。

同年3月8日から3月23日までの期間に、学校が実施した聞き取り調査において、A教諭の園芸作業の時の様子として、F3教諭からは、日常的に言葉が荒かった、F4教諭からは、言葉がきつく、威嚇的にふるまっていた、F5教諭からは、生徒が傷つくような言葉かけがあったとの証言があった。なお、3人の教員のいずれも、いつ聞いたのかははっきり覚えていないと証言している。

○ 管理職の認識

校長は、平成27年度に天白養護学校に赴任してから現在に至るまで、A教諭に、「アホ」「バカ」という発言や大声での呼びかけを改めるよう指導を行ったと述べている。また、A教諭の言葉遣いについては、指導してもその場では理解し、これから気を付けると言うものの、当該教諭が同様の行為を繰り返してしまうことについて、繰り返し粘り強く指導するしかないと考えていたと述べている。

(7) 事案4-2

ア 調査結果から認められる事実関係

平成29年度、学校内に設けられている畑での園芸作業中、高等部2年生の男子生徒に大声で怒鳴り、当該生徒を怖がらせ、辛い思いをさせた。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年2月26日から3月5日までの期間に、学校が実施した教職員の聞き取り調査において、養護教諭から、A教諭が当該生徒にきつい言葉がけをしたため当該生徒が落ち込んでいるとの証言があった。

○ 当該生徒の認識

平成30年3月23日に、学校が当該生徒に聞き取りを行ったところ、平成29年度2学期は、A教諭が園芸作業の時に大きな声で怒っているみたいで怖くて辛かったと回答した。その際、当時は辛かったと何度も述べている。

○ 保護者の認識

当該生徒の保護者から学校に提出された「平成29年度体罰に関する調査」の調査票に、5月頃、授業中に、運動場や畑で、A教諭から当該生徒がアホなどと言われた旨の記載がある。

○ A教諭の弁明

教育委員会事務局の事情聴取において、そのような生徒がいたか記憶がないと弁明している。

○ 教職員の証言

養護教諭は、調査のきっかけとなった証言のほかに、平成30年4月11日から4月16日までの期間に学校が行った聞き取りにおいて、当該生徒が園芸作業のある火曜日と水曜日によく保健室に来たので、作業が嫌なのかなと担任の教諭と話したことがあること、養護教諭2名が対応したこと、その後は、家庭の事情で欠席が多くなったことから分からなくなったことを証言した。また、平成30年10月16日に教育委員会事務局が行った聞き取り調査において、平成29年6月13日に、保健室で、当該生徒から、園芸作業中のA教諭の声が怖いとの訴えがあったと証言した。

○ 管理職の認識

校長は、平成27年度に天白養護学校に赴任してから現在に至るまで、A教諭に、「アホ」「バカ」という発言や大声での呼びかけを改めるよう指導を行ったと述べている。また、A教諭の言葉遣いについては、指導してもその場では理解し、これから気を付けると言うものの、当該教諭が同様の行為を繰り返してしまうことについて、繰り返し粘り強く指導するしかないと考えていたと述べている。

(8) 事案 4 - 3

ア 調査結果から認められる事実関係

平成30年 6 月 5 日の校内実習中、A 教諭は、高等部 3 年生の男子生徒に向かってアホと言ひ、当該生徒が教頭に嫌な気持ちであったことを訴えるとともに、帰宅後、保護者に別の作業に変わりたいと訴えた。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年 9 月14日に教育委員会事務局が行った教職員への聞き取り調査において、G 1 教諭から、平成30年 6 月 5 日の校内実習 2 日目における作業のときに、当該生徒がA 教諭からアホと呼ばれ、かなり落ち込んでいたことについて、担任のG 2 教諭が連絡帳で保護者に報告していたとの証言があった。

○ 当該生徒の認識

平成30年 6 月 5 日、当該生徒は、A 教諭にアホと言われて嫌だったと教頭に訴えた。

G 3 教諭が当該生徒に確認したところ、自分で頑張っていた作業が、A 教諭の要求したものと違っていただけで、A 教諭から「ちがうだろ、アホ」と言われたことがショックだったと回答している。

○ 保護者の認識

平成30年 6 月 5 日、連絡帳に「アホだと言われたことがショックだったようで、作業を変わりたいと言いました。社会に出たらもっと言われるよと、悔しかったらはいはいと返事をして頑張れと、うんとうなずいて」と記載している。

○ A 教諭の弁明

自分にアホと言われて落ち込んだ生徒がいたことを認め、謝罪したと弁明している。

○ 教職員の証言

G 2 教諭は、平成30年 6 月 5 日、連絡帳に「校内実習（作業）の 2 日目でした。今日ですが作業のときに、いろいろと注意を受けており、かなり落ち込んでいました。お昼のときに落ち込んでいたので励ましてだいぶ笑顔が出ていました。おうちの方でも励ましてあげてください。」と記載している。また、平成30年10月16日の教育委員会事務局の聞き取りにおいて、当該生徒は、失敗したときにA 教諭に大声で「アホ」「バカ」と言われて以来、失敗を怖がるようになったと証言している。

G 1 教諭は、平成30年 7 月 2 日に学校が実施した聞き取りにおいても、当該生徒から作業のたびにA 教諭に「アホ」と言われると相談されたた

め、相談機関であるハートフレンドなごやに電話し、A教諭から当該生徒への謝罪の場が設けられたこと、その際にA教諭は「ぼくは言った覚えはないけれどすいません。」と言ったことを証言している。

○ 管理職の認識

教頭は、当該生徒からA教諭にアホと言われて嫌だったと訴えを受けたこと、また、G3教諭が当該生徒に状況の確認を行ったことを把握している。

ウ 有識者会議での助言（事案4-1、4-2、4-3）

次のような意見が出された。

- ・ 障害のある子どもたちは、言葉を使って表現することが難しい。その言葉を取り込んで将来の生活に支障をきたすこともある。下品な言葉を社会的に判断できないまま使ってしまうこともある。障害の特性を理解して指導にあたるべきであり、「アホ」「バカ」という発言は教育環境を悪くする。
- ・ 特別支援学校は、障害の特性を専門的に理解して教育が行われるものであり、一般の学校では悪口程度と捉えられるような言葉であっても障害者差別につながるような言葉については、教師は発言してはならない。

(9) 事案5-1

ア 調査結果から認められる事実関係

平成27年度及び28年度、身体測定時に、生徒らに「デブ」と言った。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年9月13日に教育委員会事務局が教職員に行ったアンケートにおいて、養護教諭から、A教諭が身体測定のとときに、「何キロ増えたぞ」「10キロも増えている」「デブ」など体重のことを大きな声で言っていたとの証言があった。

○ 教職員の証言

教育委員会事務局の聞き取り調査において、別の養護教諭も、身体測定のとときに「デブ」という言葉をよく聞いたと証言した。

なお、平成28年度に学校が学校評価委員会用を実施した学校の教育活動についての保護者アンケートにおいて、平成27年度の終わり頃に行われていた体重測定で、男性教諭が「なかなか減らんなデブ」と言っているのを正面玄関で聞いて、気分の良いものではなかった、活動中でも何か言われているのではないかと想像してしまうとの回答があった。

○ **A教諭の弁明**

身体測定は毎月あるが、体重のことを言ったことはなく、「デブ」とは言わないと弁明している。

(10) **事案 5－2**

ア 調査結果から認められる事実関係

平成28年度、中学部3年生の男子生徒を、名前ではなく「デブ」と呼んだ。

イ 調査結果

○ **調査のきっかけ**

学校が実施した教職員の聞き取り調査において、教職員が、下校時に生徒らをスクールバスに乗車させる際、名前と行き先を確認するところ、A教諭が当該生徒を、名前でなく「デブ」と呼んだと証言した。

○ **当該生徒の認識**

平成30年3月15日、学校が当該生徒に、学校で嫌なことはなかったか、叩かれたり蹴られたり怒鳴られたりするとはなかったかを尋ねたところ、別にないと回答した。

○ **保護者の認識**

平成30年3月23日、学校が当該生徒の保護者に、お子さんから嫌な思いをした話をされた記憶があるか尋ねたところ、保護者は、特にないと回答した。

○ **A教諭の弁明**

平成30年3月2日に学校が行った聞き取りでは、当該生徒に「デブ」と言ったことを認め、「太っている子に言うのはおかしいのか。」と反論した。

平成30年10月19日に行った教育委員会事務局の事情聴取においては、「デブ」とは呼んでいないと弁明した。

○ **管理職の認識**

平成30年3月2日の聞き取りの際、A教諭の「太っている子に(デブと)言うのはおかしいのか。」という認識に対し、校長は、「その感覚はおかしい。」と指導した。

(11) **事案 5－3**

ア 調査結果から認められる事実関係

平成29年9月の始業式中、高等部2年生の男子生徒は、A教諭とH1教諭の会話の中で「デブ」という言葉が聞こえて傷ついた。

イ 調査結果

○ 調査のきっかけ

平成30年2月26日から3月5日までの期間に学校が実施した聞き取り調査において、H2教諭から、当該生徒がA教諭から「デブ」と言われて傷ついていたとの証言があった。

○ 保護者の認識

平成30年3月16日、学校が当該生徒の保護者に「お子さんが嫌な思いをした話をされた記憶はありますか」と尋ねたところ、特に気になることはなかったと回答した。また、保護者は、A教諭とH3教諭の仲が良くないようなので、当該生徒が両者に気を遣っているように見えると認識していた。

○ A教諭の弁明

教育委員会事務局の事情聴取において、それは自分ではなく、他の教諭が言ったことだと弁明している。

○ 教職員の証言

平成30年4月11日から4月16日までの期間に、学校が実施した聞き取り調査において、H3教諭は、始業式に生徒らが体育館で並んでいるとき、A教諭がH1教諭と「太ったな」「デブ」と話しているのが当該生徒に聞こえて、当該生徒がその場で泣き出し、帰宅後に感情が爆発したと証言した。

平成30年10月16日に実施した教育委員会事務局の聞き取りにおいて、H4教諭は、A教諭が当該生徒に「デブ」「なんだこの腹」と言い、当該生徒が泣いたと証言した。また、H5教諭は、A教諭が当該生徒に「デブ」と発言し、当該生徒がショックを受けていたと証言した。

ウ 有識者会議での助言（事案5-1, 5-2, 5-3）

次のような意見が出された。

- ・ 特別支援学校は、身体的特徴のある子どもも多く、それを受け入れるべき場であるにも関わらず、教師が身体的特徴について不適切な発言を行うことは非常に問題である。
- ・ 特別支援学校であるかどうかにかかわらず、学校が子どもたちにとって良い居場所にするためには、人の特徴をからかったり、それを教師が教えるようなことがあってはならない。子どもたちの間でもこの子はバカにして良いという雰囲気になり、いじめにつながる。

3 その他の事案

天白養護学校の校長、教頭及び教務主任並びに教育委員会事務局職員が教職員への聞き取りなどの調査を進める中で、1及び2の各事案以外に、次に掲げる事案について情報の提供があったため、さらに関係者への聞き取り調査を実施し、事実確認を行った。

番号	情報提供された事案の概要	調査結果
1	平成30年6月、運動場で運動会のダンスの練習中、高等部1年生の女子生徒に対して、右足の膝を下に、かかとを当てる感じで、左横からお尻のあたりを軽く蹴って知らないふりをした。	平成30年9月14日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、足が痛くて上がらないため、蹴ることはできないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
2	平成30年6月、園芸作業中、A教諭から指示されたことが出来ずにすねていた高等部1年生の男子生徒に対して、「すねたろう」「うんこ●●(名字)」と言い、一生懸命作業に取り組んでいるのに「遅い」「うるせえ」「いいからやれ」と叱った。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、「すねたろう」や「うんこ●●」などとは言っていないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
3	平成30年5～6月、学校内に設けられた園芸作業用の畑での指導中、高等部1年生の男子生徒に対し、当該生徒の胸を拳骨で叩いた。	平成30年9月14日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、拳骨で叩いたことはない、突っ込みを入れる感じで、手で払うような動きをしたことはあると否認しているところ、当該生徒から左の事案があったとの証言が得られず、他の教諭の目撃証言も得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
4	平成30年5月、調理実習の際に、保護者からA教諭に提供されたお菓子が生徒に配られたことに対して、高等部の同僚教諭が異を唱えたところ、A教諭らは当該教諭を別室に呼び出し責め立てた。	平成30年9月14日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、お菓子のことを指摘されて当該教諭にみんなで詰め寄ったことがあること、子どもたちが喜ぶと思ってお菓子を配ったことを認めている。

番号	情報提供された事案の概要	調査結果
5	平成30年4月16日、放送委員会後、高等部1年生の女子生徒が教室に戻ってきた時に「帰ってくるな、死ね」と言った。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、当該生徒は大好きな子どもであり、死ねなどとは言っていないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
6	平成30年4月、高等部1年生の学年会で、高等部の同僚教諭に対して、「お前のことはみんな嫌っとる。気持ち悪い。」と発言した。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、当該教諭をやっつけてやろうという気持ちはなく、そんな言葉も言っていないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
7	平成30年2月10日、南養護学校の体育館で、市立特別支援学校4校が参加するバスケットボールの大会「きらめきカップ」に参加している時にバスケットボール部員の試合中のプレーに対して大声で「アホ」「バカ」「ちゃんとやれ」と怒鳴った。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、日ごろ試合に出られない動かない子どもが試合に出ているため、大きな声で指示する姿が怒鳴っているように見えることもあると否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
8	平成30年1月、教室を移動する時、意欲がなく動かなかった中学部3年生の女子生徒に対して「アホかお前」と言った。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、当該生徒は自分と気が合う子どもで、「アホか」はよく使う言葉であると弁明した。
9	平成30年1月、生徒指導部会の年度末反省会において、高等部の同僚教諭に対して「言ったことができていない」「やれていない」とメンバー全員の前で大きな声で責めた。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、当該教諭に、生徒指導をする上できちんとやっておかないと後々困ることが出てくるので資料として残すように言ったことがあると弁明した。

番号	情報提供された事案の概要	調査結果
10	平成29年、プール横の畑で、高等部3年生の男子生徒に対して、野菜を投げ、当該生徒がそれを胸で抱えたところ、おへその下あたりを正面から強く蹴り込んだ。	平成30年9月14日に教育委員会事務局が実施した聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、平成29年6月頃から足を痛めているため、そんなことはできないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
11	平成29年度3学期、校門前の花壇において、作業をしていた高等部3年生の男子生徒に対し、ジャンパーが濡れるぐらいホースで水をかけた。	平成30年9月14日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、当該生徒は水まきに来ないため、あり得ないと否認しているところ、保護者には当該生徒が濡れて帰ってきた記憶がなく、他の教諭の目撃証言も得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
12	平成29年度3学期、高等部3年生の女子生徒のお腹を触った。	平成30年9月14日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、高等部の同僚教諭が当該生徒からそのような訴えがあったことを証言した。A教諭は、当該生徒は言葉遊びが好きな子で、想像で話すことがある、当該生徒を触ることはしていないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
13	平成29年9月から10月頃、I1教諭が暴れていた生徒を後ろから抱え込んで落ち着かせていたことについて、保護者に「力づくで抑え込んでいた」と事実と反する情報を伝えた。	平成30年2月26日から3月5日までの期間に学校が実施した聞き取り調査及び平成30年9月14日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において高等部のI2教諭が、平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査においてI1教諭が、それぞれ証言した。A教諭は、保護者に先生たちのことを話すことはないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。

番号	情報提供された事案の概要	調査結果
14	平成29年9月、運動場で運動会の練習中、高等部3年生の男子生徒のお腹を拳骨で殴った。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、手を軽く握ってポンと叩くことはあるが、拳骨で殴ることはないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
15	平成29年9月、運動場で運動会の練習中、高等部3年生の男子生徒の服をつかんだり、水を飲みに行こうとするのを制止しようと服を引っ張ったりした。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、当該生徒は名前を呼ぶと戻ってくる、服をつかむことはないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
16	平成29年度2学期、運動場で高等部3年生の男子生徒2名に向かって「はよやれ」の命令口調の言葉がけとともに、足蹴りや頭をはたいた。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、2人ともそばにいることはあるが、そんなことはしないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。
17	平成29年5月、体育館において、プラスチックバットや棒で床を叩いて音を出し、威嚇するような指導をした。	平成30年4月13日に学校が実施した聞き取り調査において、校長及び教諭2名から証言があった。A教諭は、同日に教頭が実施した聞き取り調査において、体育館で学年の生徒と野球をして遊んだ後、引き続きバスケットボール部の練習が始まってもそのままプラスチックバットを持っていたこと、指導する時に床を叩いたことも1回あったことを認めている。一方で、同年8月27日に教育委員会事務局が実施した事情聴取においては、プラスチックバットを持ったまま指導したことが一度だけある、威嚇したり床を叩いたりしたことはない、と弁明している。校長は、A教諭に対し、バットを持っているだけでよくないと思っている人もいることを指導し、同年7月9日付けの教育

番号	情報提供された事案の概要	調査結果
		委員会への報告書において、不適切な指導のうちの威圧的な指導の一つとして、本事案を報告している。
18	平成29年4月頃、作業グループを決める際、高等部の同僚教諭に対して、園芸グループに割り当てられた生徒と先生が気に入らないと言い、「こんなやつは使えん、変えろ」とどう喝した。	平成30年3月16日に学校が実施した聞き取り調査において、当該教諭から訴えがあった。A教諭は、園芸グループの生徒と先生に経験のある人が少ないことから、当該教諭に対し、これでできるとするか、これでは無理だよと、他の同僚教諭3名と話したことはある、どう喝した気持ちはないと弁明している。他の教諭の目撃証言がある。
19	平成29年度1学期、学校の北側の掲揚塔近くの斜面の花壇で、園芸作業をしていた高等部3年生の女子生徒の足元に向けてバケツを投げた。	平成30年4月24日から5月1日までの期間に、学校が実施した聞き取り調査において、証言があった。当該生徒及び保護者から左の事実があったとの証言が得られず、他の教諭の目撃証言もなかったため、事実の確認には至らなかった。
20	平成29年度、高等部1年生の男子生徒に対し、ばかにする様な言葉かけがあった。	平成30年2月28日及び3月22日に校長及び教頭が実施した聞き取り調査において、証言があった。当該生徒から左の事案があったとの証言が得られず、他の教諭の目撃証言もなかったため、事実の確認には至らなかった。
21	平成29年度、高等部3年生の男子生徒に対し、普段から教室や廊下で「でぶ」と言っていた。当該生徒がふてくされて舌打ちすると、さらに「でぶ」と言った。	平成30年4月11日から4月16日までの期間に、校長及び教頭が実施した聞き取り調査において、証言があった。当該生徒から左の事案があったとの証言が得られず、他の教諭の目撃証言もなかったため、事実の確認には至らなかった。
22	平成28年夏、調理室において、収穫した野菜を冷蔵庫に入れることができなかった中学部3年生の男子生徒に対し、「なんで入れてこないんだ」と怒鳴り、お腹を拳骨で殴った。	平成30年10月16日に教育委員会事務局が実施した教職員への聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、子どもたちにはできることしかさせないから怒ることはない、行動を促すために軽く触れることはあると否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。

番号	情報提供された事案の概要	調査結果
23	平成28年度、2階の配膳室の前で、給食を取りに行くため並んでいた高等部1年生の男子生徒に対し、木の棒で頭を5～6回、コンコンと叩いた。	平成30年9月13日に実施したアンケート調査において、証言があった。A教諭は、当該生徒の教室は1階なので、接点はない、ちょっとかき出したことはないと否認しているところ、他の教諭の目撃証言が得られなかったため、事実の確認には至らなかった。なお、高等部1年生の教室は2階にあった。
24	平成27年5月、生活単元の学習でいす取りゲームをしていたとき、ゲーム中にパニックになった中学部2年生の女子生徒の頬を2～3発平手打ちした。	平成30年2月28日に学校が実施した聞き取り調査において、証言があった。A教諭は、当該生徒はパニックになることが結構ある、手を出したり、女の子を叩いたりしたことはないと否認している。また、中学部2年生の別学級を担当していた他の教諭も本事案があったことをについて否定しており、事実の確認には至らなかった。

※ 情報の提供があったものの、情報が少ない等により事実確認の調査が困難だった事案

(1) 生徒に関する事案

番号	情報提供された事案の概要
1	こめかみを殴る。
2	生徒に怒鳴りながら後ろから足で押した。
3	授業中や活動中、生徒数名の移動等を促す際に押したり突いたりした。
4	掃除の時間、生徒を後ろから足で促す感じで指導していた。
5	全校集会で整列中、意思表示ができない生徒の足の甲をわざと踏んだ。
6	全校集会で整列中の生徒に「お前の耳、おもしろい耳だなあ」と言って、耳を触ったり、引っ張ったりした。
7	体力・運動能力調査の時、旗ざおを持って生徒を追い立てていた。
8	給食指導で野菜が苦手な生徒に、野菜を食べるように言葉で指導した。
9	作業学習で休憩なく作業をしていたことがある。
10	蛇の死体を生徒のポケットに入れた。
11	学校外の会合で不適切な言葉がけを行った。
12	プラスチックのおもちゃの刀や棒状の物で生徒をつついた。
13	運動会の練習時、生徒をプラスチックのバットを持って追い立てた。

(2) 教職員に関する事案

番号	情報提供された事案の概要
1	同僚教諭に威嚇するような発言をした。
2	同僚教諭に大声を出した。
3	同僚教諭に向かって、「お前はアスペか」と言った。
4	廊下を騒がしく歩行していた生徒に注意をした教諭に対して、「うるせい、くそババア」と言った。
5	職員会議で、作業で子どもを遅くまで残すことを指摘され、「誰だ、そんなことを言うのは」と指摘者を詮索、どう喝するような発言した。

第5 まとめ

本件調査により、A教諭が、自らの意思を表現することが不得意で、特別な支援を必要とする生徒に対し、体罰や不適切な行為を行っていたことを確認した。

有識者会議では、A教諭の行為は、学校教育の指導の一環として行ったという視点からは、体罰として捉えられるが、子どもにとって有害な行為は、行為者の意図に関わらず虐待として捉えることも必要であるとの助言を得た。また、障害者虐待防止法は、障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を学校長に求めており、特別支援学校という障害に関するより高い専門性が求められる学校において、今回の事案が発生したことは、児童生徒が学ぶのにふさわしい教育環境として重大な問題があったのではとの助言を得た。こうした助言を踏まえ、本調査では、体罰や不適切な指導という視点に留まらず、虐待という視点、すなわち、子どもたちにとって有害な行為があったかどうか、また、不適切な事案等に対して管理職はどのような認識であったのかという視点に立って事実の確認を行った。

その結果、A教諭は、生徒の人権を損なう体罰や不適切な行為に加え、校長から繰り返し指導を受けていたにも関わらず、指導後も生徒にとって不適切な行為を繰り返していたことが明らかとなった。また、調査の中では、生徒が当該教諭の前では手をかざし、怯えているように見えたことや、委縮していると感じられたとの証言もあり、生徒の成長に悪影響を及ぼしていたことがうかがわれるものであった。本来、特別支援学校は、障害のある子どもたちに対する虐待の未然防止や早期発見をはじめ、関係機関との連携による障害者や養護者の支援などに重要な役割を果たすことが期待されている。しかしながら、子どもたちが守られるべき学校において、校長の当該教諭に対する指導が十分に機能しないばかりか、教職員から十分な証言が得られていない。このような状況に鑑みれば、むしろ、障害に対する教育の専門的理解が求められる特別支援学校であるにも関わらず、児童生徒らにとって人権を侵害する有害な体罰や不適切な指導ないし虐待などの不適切な行為が起りやすい閉鎖的環境に陥っている傾向さえ懸念されるのであり、特別支援学校全体の教育環境が児童生徒たちにとって真に安心、安全が確保されるよう改善策を検討しなければならない。

今後、教育委員会としては、他の特別支援学校にも範囲を広げて調査を進めることにより、再発防止策を講じるとともに、本市特別支援教育がよりよい方向に改善されるよう対策を検討していく。